

独立行政法人の概要（その1）

NO.	10	所管	外務	法人名	独立行政法人国際交流基金	職員の身分	非国家公務員
法人概要	独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的とする。						
沿革	昭47.10 国際交流基金（特殊法人）→ 平15.10 独立行政法人国際交流基金						
事業の概要	事業名	概要					
	海外日本語教育、学習への支援及び推進	海外への日本語普及を目的とした、日本語教師の海外派遣等各国日本語教育推進、日本語能力試験、海外日本語教育機関ネットワーク形成・強化、海外日本語教師及び外交官・公務員等日本語学習者を対象とする日本語研修、日本語教材・教授法の開発・普及。経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者も対象者に含む、海外での日本語講座の実施。					
	日本研究・知的交流	(1)海外における日本理解の増進を目的とした、海外の日本研究機関に対する各種支援（客員教授派遣、研究助成等）、日本研究者に対するフェローシップ供与。(2)国際相互理解や共通課題の解決等を目的とした会議・共同研究等促進、人材支援、指導者交流。					
	文化芸術交流の促進	海外への日本文化・芸術の紹介、国際相互理解の促進や文化芸術分野における国際貢献を目的とした、人物の派遣・招聘、舞台芸術交流、造形美術交流、映像出版交流、市民青少年交流、文化協力。					
	国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援	国際文化交流の増進を目的とした、国際交流に関する情報の提供、国際交流に関する情報の提供、国際交流団体に対する顕彰・各種支援、国際交流に関する調査研究等の総合的な企画・実施。					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
役員総数(官庁OB数)(4/1時点)		5 (2)	5 (1)	6 (1)	6 (1)		
常勤役員数		3 (2)	2 (1)	3 (1)	3 (1)		
非常勤役員数		2 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)		
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		224	224	224	224 [2](6)		
うち間接部門		43	51	47	43		
うち事業部門		181	173	177	181		
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
理事会における合議制度の有無、ある場合にはその所掌事務	理事会を設置。理事会の付議事項は、以下に掲げる経営上の重要事項に関するものである。 (1)組織、管理、人事、給与、経理及び業務に関する制度や基本方針に関する事項 (2)中期計画及び年度計画に関する事項 (3)監査に関する事項 (4)その他理事長が必要と認める事項						
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)		122.8 (104.6)	122.0 (101.7)	120.5 (100.2)	120.5 (100.2)		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)		該当なし ()	該当なし ()	該当なし ()	該当なし ()		
国からの財政支出額の推移(百万円)	年度	平成20年度(当初)	平成21年度(当初)	平成22年度(当初)	平成23年度(当初)		
	一般会計	12,892	12,569	12,851	13,032		
	うち運営費交付金	12,892	12,569	12,851	13,032		
	うち施設整備費補助金	0	0	0	0		
	うちその他の補助金等	0	0	0	0		
	特別会計	0	0	0	0		
	うち運営費交付金	0	0	0	0		
	うち施設整備費補助金	0	0	0	0		
	うちその他の補助金等	0	0	0	0		
	計	12,892	12,569	12,851	13,032		
支出予算額の推移(百万円)		17,757	17,149	16,868	18,112		
収入予算額の推移(百万円)		16,909	17,149	16,868	16,402		
国の財政支出/収入予算額(%)		76%	73%	76%	79%		
財務データ(平成22年度、百万円)	資産合計	79,578	うち流動資産	20,305			
	負債合計	6,910	純資産合計	72,668	うち利益剰余金	▲ 2,436	

NO.	10	所管	外務	法人名	独立行政法人国際交流基金	職員の身分	非国家公務員
-----	----	----	----	-----	--------------	-------	--------

(参考) 事業仕分けにおける指摘事項等 (第1弾: 平成21年11月)							
【項目名】 (独) 国際交流基金運営費交付金							
【評決】 見直しを行う (文化芸術交流は海外に重点化、専門家派遣コストを縮減すべき、役員報酬の見直し、拠点の見直し)							
【反映の状況】 ・文化芸術交流事業においては、22年度より、原則として国内事業は実施しないこととしている(22年度予算において対前年度▲50百万円)。 ・22年度より日本語専門家派遣事業の赴任旅費のうち、一部ビジネスクラスを利用していたものをエコノミークラス利用に変更した(22年度予算において対前年度▲5百万円)。 ・役員給与については、21年12月に国家公務員給与水準引下げに準じた削減を実施済みの上、22年に更に見直しを行い、本給月額を独法化当時(15年10月)の▲10%の水準まで引き下げた。 ・海外拠点における現地職員給与等の見直しを進め、22年度より実施した(22年度予算において対前年度▲19百万円)。							
【項目名】 (独) 国際交流基金運用資金							
【評決】 見直しを行う(国費相当額の全てを国庫返納[外交問題に悪影響を及ぼさないよう返還内容を精査])							
【反映の状況】 国際交流基金運用資金国費相当額について、その国庫返納により外交問題に悪影響を及ぼさないよう返還内容を精査した結果、日米親善交流基金(500億円)及び日中21世紀基金(100億円)を除く34,204百万円について、簿価超過回収額5百万円を含め、22年度中に(23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて)34,209百万円を国庫納付済み。							
(参考) 事業仕分けにおける指摘事項等 (第2弾: 平成22年4月)							
【項目名】 (1) 日本語国際センターの設置運営 (2) 海外日本語教師を対象とする日本語研修							
【評決】 当該法人が実施し、事業規模と国費は縮減(自己収入の拡大、人件費の見直し等)							
【反映の状況】 ・23年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減(4名)とした(23年度予算において対前年度▲12百万円)。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費(交通費等)の減額、配布教材費の削減等を行った(23年度予算において対前年度▲10百万円)。 ・23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費(交通費等)をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。 ・日本語国際センター施設管理・運営業務について公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、23年度は前年度比で約3,000万円の削減を達成した。							
【項目名】 (3) 関西国際センターの設置運営 (4) 外交官・公務員を対象とする日本語研修							
【評決】 当該法人が実施し、事業規模と国費は縮減(自己収入の拡大、人件費の見直し等)							
【反映の状況】 ・23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ(高等教育奨学金訪日研修)、在日外交官研修プログラムを廃止した(23年度予算において対前年度▲52百万円)。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費(交通費等)の減額、配布教材費の削減等を行った(23年度予算において対前年度▲3百万円)。 ・23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費(交通費等)をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。 ・24年度には、23年度の日本語国際センターに引き続き、関西国際センター施設管理・運営業務も公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施する予定。							
【項目名】 (5) 日本語能力試験							
【評決】 当該法人が実施し、事業規模は維持(国費への依存から一日も早く脱却)							
【反映の状況】 試験の実施回数や実施地の増加、受験者数の増大等による試験収入増により、本事業の事業費は21年度より全額自己収入化を達成。22年度についても黒字を維持した(収入623百万円、支出598百万円)。23年度は引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、第1回試験(7月)は新規に17都市で実施、第2回試験(12月)は新規に11都市で実施予定。							

※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)については、平成23年9月1日時点における実施状況を別添資料として添付

外務省	国際交流基金
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）、在日外交官研修プログラムを廃止した（平成23年度予算において対前年度▲52,194千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲2,630千円）。
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減（4名）とした（平成23年度予算において対前年度▲11,776千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲10,468千円）。
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。	1a	23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費（交通費等）をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所が増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。	2a	22年度については黒字を維持した（収入623,210千円、支出597,931千円）。23年度は引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、第1回試験（7月）は新規に17都市、第2回試験（12月）は新規に11都市での実施を予定。
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。	1a	招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。	1a	22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。	2a	機関誌（『をちこち』）のウェブ化は22年度までに実施済み。23年度は、実施事業記録のためのDVD映像資料作成を重要事業に限定する等により一般広報費等の効率化を図っている。
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。	1a	23年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加（ブース出展及びセミナー等の開催）を取りやめることを決定した。
	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。	2a	22年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、①利用者ニーズに応じた開館時間の変更、②ライブラリーの蔵書を活用した展覧会の開催、③基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。22年度の利用者数は前年度より1,400名程度増加（7.5%増）したが、23年度も引き続きライブラリーの広報強化により、利用者数のさらなる拡大に努める。
05 在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。	2a	海外事務所に対し、事業計画を立てる際に在外公館と協議するよう指示すると共に、基金本部と外務省本省との間でも事業計画を共有し、年度計画作成時に事業に重複のないことを確認した。海外事務所と在外公館の間では、概ね月1回の頻度で連絡会議を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に重複回避、相乗効果発揮に向けた協力を留意して各事務所において公館との情報共有、調整を行った。また基金本部と外務省本省間においても事業計画の照合を行った。相乗効果を高める協力については、様々な国で行われるジャパンフェスティバルやジャパンウィーク等の日本紹介の大きな催しの際には、基金海外事務所と在外公館、また、他の機関が協力して取り組んでいる場合がほとんどである。例えば、23年度事業では、ジャカルタにおける日本紹介総合週間「ジャカルタ日本祭り2011」（9月実施予定）において、要人を招待するオープニングイベントとクロージングイベントについては在外公館が主導して現地政府機関の協力も得て実施し、国際交流基金は広く一般を対象とするアニメ映画上映や展覧会等を開催して多様な日本文化を紹介することとして、相乗効果が高まるよう協議、調整している。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
06	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に（23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて）34,209,350千円を国庫納付済み。	
07	不要資産の国庫返納	不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要資産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた766,181千円について、更なる検証を行い6,760千円を追加納付することとし、22年度中に（23年2月17日に）772,941千円を国庫納付済み。
08		区分所有の宿舍	23年度中に実施	職員宿舍の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舍を国庫納付する。	2a	職員宿舍については、職員数、年間の海外赴帰任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づいた必要数を精査し結果をとりまとめたので、それに基づき、不要宿舍を処分する予定。
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。	1a	23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。
10		22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している20箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。	
11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	2b	海外拠点所在地の生計費を基に在外給与水準の調査を実施し、その結果を踏まえ、在勤手当見直しの方向性について、23年7月1日に取りまとめ、現在、外務省と調整中。
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。	2a	途上国からの参加者に対する研修補助費（交通費等）の削減、配布教材費の削減による受益者負担の拡大を図った。なお、日本語国際センター施設管理・運営業務について公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度は前年度比で約3000万円の削減を達成した。平成24年度には関西国際センター施設管理・運営業務も民間競争入札を実施する予定。

独立行政法人の概要（その2）

NO.	10	所管	外務	法人名	独立行政法人国際交流基金
-----	----	----	----	-----	--------------

○事務・事業の構造等（平成23年度）

（金額：百万円）

事務・事業名	事務・事業のスキーム （個別事業分類ごとの 決定スキーム、関係法案等）	支出予算額 （平成23年度合計）	収入予算額 （平成23年度当初）		特定関連会社・公益法人への支出 （平成22年度）		
			内訳 （名称）	（額）	法人名	額	
							合計
海外日本語教育、 学習への支援及び 推進	海外への日本語普及を目的とした、日本語教師の海外派遣等各国日本語教育推進、日本語能力試験、海外日本語教育機関ネットワーク形成・強化、海外日本語教師及び外交官・公務員等日本語学習者を対象とする日本語研修、日本語教材・教授法の開発・普及。経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者も対象者に含む、海外での日本語講座の実施。 独立行政法人国際交流基金法第12条、業務方法書第3条第1号、第3号及び第5号、並びに中期目標に基づき、中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）し実施。	5,910	合計	5,817	該当なし		
			国費	運営費交付金	4,844		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	運用収入	73		
				受託収入	246		
				寄附金収入	6		
その他収入	648						
日本研究・知的交流	(1)海外における日本理解の増進を目的とした、海外の日本研究機関に対する各種支援（客員教授派遣、研究助成等）、日本研究者に対するフェロシップ供与。 (2)国際相互理解や共通課題の解決等を目的とした会議・共同研究等促進、人材支援、指導者交流。 独立行政法人国際交流基金法第12条、業務方法書第3条第1号、第3号及び第5号、並びに中期目標に基づき、中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）し実施。	3,104	合計	2,771	該当なし		
			国費	運営費交付金	1,693		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	運用収入	924		
				受託収入	100		
				寄附金収入	0		
その他収入	54						
文化芸術交流の促進	海外への日本文化・芸術の紹介、国際相互理解の促進や文化芸術分野における国際貢献を目的とした、人物の派遣・招聘、舞台芸術交流、造形美術交流、映像出版交流、市民青少年交流、文化協力。 独立行政法人国際交流基金法第12条、業務方法書第3条第1号、第3号及び第5号、並びに中期目標に基づき、中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）し実施。	2,980	合計	2,420	該当なし		
			国費	運営費交付金	2,284		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	運用収入	32		
				受託収入	94		
				寄附金収入	10		
その他収入	0						
国際文化交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援	国際文化交流の増進を目的とした、国際文化交流に関する情報の提供、国際文化交流に関する情報の提供、国際交流団体に対する顕彰・各種支援、国際文化交流に関する調査研究等の総合的な企画・実施。 独立行政法人国際交流基金法第12条、業務方法書第3条第1号、第3号及び第5号、並びに中期目標に基づき、中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）し実施。	1,038	合計	597	該当なし		
			国費	運営費交付金	538		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	運用収入	22		
				受託収入	8		
				寄附金収入	24		
その他収入	5						
在外事業その他	海外事務所における日本文化紹介、日本語教育、日本研究・知的交流、情報提供等の事業実施、京都支部での事業実施。 国際文化交流のための施設の整備に対する支援（個人・団体からの寄附金を受けて実施する特定寄附金事業）。 独立行政法人国際交流基金法第12条、業務方法書第3条第1号、第3号及び第5号、並びに中期目標に基づき、中期計画を策定し、外務大臣に認可申請し、外務大臣が認可（独立行政法人通則法第30条）し実施。	5,080	合計	4,799	該当なし		
			国費	運営費交付金	3,673		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	運用収入	200		
				受託収入	756		
				寄附金収入	0		
その他収入	170						

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成23年度予算合計>

（金額：百万円）

特別会計	法人合計	合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし			

No.	10	所管	外務省	法人名	独立行政法人国際交流基金
-----	----	----	-----	-----	--------------

独立行政法人の概要（その3）個別の法人についての組織の在り方について

<p>問1. 当該法人を廃止することの可否及びその理由について。</p>	<p>文化外交は外務省設置法第4条第1号に定める我が国外交政策の重要な柱のひとつであり、国際交流基金はその実施のため、国際文化交流事業の総合的かつ効率的な実施を担ってきた。そもそも国際文化交流事業は、我が国に対する諸外国の理解を深め国際相互理解を増進することを通じて、ひいては国際社会における我が国への信頼とプレゼンス、換言すれば我が国の外交力そのものを高めるという長期的な我が国の利益確保における大きな意義を有しており、これを担う国際交流基金を廃止することはできない。</p> <p>国際文化交流事業は専門性が高く、多様な文化環境にある世界各地の対象者に対し適切な内容や事業形態を組み合わせる計画的かつ戦略的に事業を展開することが必要である。そのような事業を効果的・効率的に実施していくためには、独立した機関が長期的に知見を蓄積しつつ取り組むことが必要である。更に、効果的な事業実施の前提として、諸外国の政府・関係機関及び対象となる市民層からの信頼を得る上で、中立性の確保された団体が実施することが重要であり、政府とは一定の距離を置く公的な団体がこれを担うことが必要である。また、外交上の必要性に応じた総合的な事業の展開のためには特定の目的や分野に限定した事業を実施する諸団体(財団法人や地方公共団体)に委ねることもできない。</p> <p>一方で、外交政策の企画・立案と外交政策に基づく文化交流事業の実施は車の両輪であり、国際情勢が変化する中で外交政策との一体性の確保、事業内容と目的に応じて必要となる海外拠点の整備等の必要性に鑑み、他の独立行政法人への移管ないし統合を行うことはできない。</p> <p>なお、主要な諸外国においても政府とは一定の距離を置く独立した機関が長期的観点から知見を蓄積しつつ国際文化交流事業を実施する体制が確保されている。我が国においてそうした役割を担ってきた国際交流基金の機能が失われれば、長年に渡り培ってきた諸外国における知日家層が維持されず、次世代の潜在的な親日家層である日本語学習者を他言語に奪われることになりかねない。そうなれば、長期的に我が国への好感度やプレゼンスの低下を招き、国際社会の理解と支持に依拠する我が国において平和で豊かな国民生活が危機に瀕しかねない。</p>
<p>問2. 当該法人でその事務事業を行う場合、民営化の可否及びその理由について。</p>	<p>自己収入の占める比率： 21% (平成23年度当初)</p> <p>事務事業の実施にあたり継続的な効率化努力を払い、自己収入の増大にも努めることは当然であるが、国際交流基金の使命の遂行にあたり、相手国政府当局・対象市民層などからの信頼を得ることのできる中立性、専門的知見・人材の蓄積、現場での遂行能力、長期的な継続性が決定的に重要である。このような特性を維持するためには、国際交流基金を民営化することはできない。</p> <p>例えば、海外における日本語普及及び日本研究支援に取り組む上で、諸外国の教育行政の様々な局面に関与して事業を実施する必要があり、教育政策当局や教育・研究機関から信頼が不可欠である。また、海外拠点についても、相手国・自治体から民間企業であれば与えられないような便益の供与(用地借料の実質免除等)を受けているところ、民営化した場合これらの便益が失われ、結果的に文化事業実施のためのコストの増加となる恐れが高い。</p>
<p>問3. 現在、他の独立行政法人で類似の業務が行われている場合、政策の総合的な推進や、より一層の効率化を図るため、既存の枠にとらわれない統廃合を行うことの可否及びその理由について。</p>	<p>主に国際業務を行っている法人は異なる目的のもと、異なる対象を相手に異なった手段を用いて事業を行っており、業務の重複はない。このため、統廃合を行うことは、かえって事業の効率性や透明性を削ぎ、各法人の政策上果たすべき業務の一元性を損なうことになりかねない。</p> <p>他方、相互補完と相互補強の視点から、関係機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、連携・協力してオールジャパンで「日本」を発信することは事業効率の上からも望ましく、各国の個別事情を踏まえた上で総合的な事業展開のために相互協力を図るべく努力中である。</p>
<p>問4. 国の財政事情が厳しい中、当該法人において、その経営を合理化・効率化し、国の財政への依存度を相当程度低減させていく具体的な計画を有しているか。有している場合、どのような内容か。さらに、現下の状況にかんがみ、抜本的な合理化について取り組む計画はあるか。</p>	<p>今期中期目標期間(平成19年度～23年度)において、一般管理費については対18年度比で15%相当額の削減という効率化の目標値を設定したが、本部事務所の移転(平成20年度実施)や、抜本的な人事給与制度改革(平成18年度から実施)に基づく能力評価・業績評価の人事・給与への反映や人件費の合理化等の措置により、平成23年度において削減額▲464百万円、削減率▲16.8%の削減を達成する見込みとなっている。</p> <p>次期中期目標期間における合理化の具体的な計画は今年度中に策定することとなっているため、現時点で提示しうる具体的な合理化案は有していないが、今後も本部事務所借料単価の見直しによる借料の削減等、一般管理費削減に向けた努力を継続する。さらに、事業仕分けでの指摘内容を反映し、日本語国際センター及び関西国際センターの運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し(例えば施設管理運営業務に係る市場化テストの導入)、自己収入の拡大等により引き続き国費負担の縮減に取り組む。</p>
<p>現行中期目標計画等における合理化の内容</p>	<p>削減見積額： 19～23年度に1,388百万円</p>
<p>抜本的な合理化の取組み案</p>	<p>削減見積額： 19～24年度に1,516百万円 (上記の他、22年度に運用資金34,204百万円を国庫返納済み)</p>
<p>(参考) 過去の指摘・決定事項等について</p>	
<p>過去の政府の決定等において、組織の見直しに関し具体的な指摘を受けている場合は、その内容を記載する。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)(別添参照)</p>

<記載要領>

- 問1においては、廃止の可否について徹底的に検証し、どうしても廃止が困難であると考えられる場合、①地方公共団体や民間企業等他の主体による代替可能性がないとする理由(必要に応じ国からの監督等政策的な措置を講ずることも考慮)、②当該法人を廃止したうえで他の独立行政法人に当該事業を移管できない理由、③仮に廃止した場合に国民生活にどのような支障が生じるのか等を明確かつ簡潔に記載する。
- 問2においては、純粋な民間企業化に限らず、国からの監督等政策的な措置を講じたうえで民営化できないかどうかについても検討を行い、できないと考える場合には、その理由について明確かつ簡潔に記載する。
- 問3の「類似業務」については、別添資料参照。類似業務を行っている法人との統廃合が困難であると考えられる場合、単独の法人で存続することが適切とする理由について、明確かつ簡潔に記入する。
- 問4においては、現行計画、抜本的な合理化の取組みの両者について、合理化策の内容、期間、削減見積額等を定量的に記述する。抜本的な合理化としては、単なる事務費の削減等ではなく、人員削減や事業の廃止等についても記載する。

No.	10	所管	外務省	法人名	独立行政法人国際交流基金
-----	----	----	-----	-----	--------------

独立行政法人の概要（その４）個別の法人についての制度の在り方について

現行の独法制度について、どのように改める必要があると考えるか。

1. 実施している主要な事務・事業の特性について

<p>問1 現在、当該独立行政法人が実施している主要な事業について、国の関与の度合い、法人の裁量の度合いは、どのようになっているか。</p>	<p>国（外務省）は、外交政策の柱の一つである文化外交の中長期的な推進のため、外交政策に基づく中期目標を法人に伝達する。また、法人の毎年度の事業計画策定にあたり、短期的な外交ニーズを含め外交関係を有する地域・国に対する事業方針につき協議するとともに、年度ごとの業務実績につき、外務省独立行政法人評価委員会が評価する。</p> <p>法人（国際交流基金）は、政府から一定の独立性をもって業務運営を行う主体として、国際文化交流事業の包括的な実施により文化外交の推進を担い、外務省及び在外公館との連携の下、各国において事業を実施している。事業実施にあたっては、過去40年の活動を通じて培った、事業企画立案・実施に必要な専門性と現場における機動性、及び海外ネットワークを活用し、国から伝達される中長期的方針及び年度計画を踏まえ、直接収集した現地の文化事情や社会状況等の情報を加味して、文化芸術／日本語教育／日本研究支援／知的交流等の中から必要な事業を選択し、あるいは複数事業を組み合わせ、日本及び現地の関係機関と連携して事業を実施する。また、各年度の業務実績の説明責任を負い、評価の結果を次年度以降の事業実施に反映させる。</p>
<p>問2 制度・組織の見直しを行うに当たって、法人の事務・事業の特性をどのように考えているか。</p>	<p>国際交流基金は、文化外交としての国際文化交流事業を、政府から一定の距離を持った主体として、総合的かつ効率的に実施する法人である。同法人が行う事務・事業であるところの国際文化交流事業は、政府が直接行えば、場合によっては、相手国民から政府のプロパガンダと捉えられる可能性があるため、政府から一定の独立性をもって業務運営を行う法人に主体的に実施せしめることが適当であること、また、人材育成等、中長期的に成果を求める事業を含む国際文化交流事業の企画立案及び実施は、専門性及び現場における遂行能力が高く、海外ネットワークの形成・維持と業務に通じた人材を活用することのできる、当該目的のために設置された法人が専一に担うべきであること、がその特性となっている。</p>

2. 制度に関する分野ごとの課題・対応について

<p>問3 上記の特性を踏まえ、制度改正の具体的な内容について、どのように考えているか。</p>	<p>上記の特性を踏まえた国際交流基金の業務遂行において、現行の独立行政法人制度は妥当であり、基本的に維持すべきであると考えている。なお、制度の運用にあたっては、国際交流基金が国際文化交流事業を、継続性と発展性をもって主体的かつ効果的に実施し、国がその実績を適切に評価することを可能とすべく、具体的な事業目的や事業内容に考慮した柔軟な制度運用がなされることが望ましいと考える。</p>
--	--

<記載要領>

- 問1については、法人の業務実態を踏まえ、①国の関与の度合いについては、業務実施の際の国との一体性の程度が明確になるよう、事業・制度等を含めた具体的な仕組みの内容、②法人の裁量の度合いについては、法人の判断・裁量が発揮されている仕組みの内容を具体的に記述。
- 問2については、問1の主要な事業を踏まえ、法人の目的や業務の範囲に照らして、今般の制度・組織見直しに関連する法人の特性を具体的に記述。特に制度・組織見直しに直結する特性がなければ、記述しなくとも可。
- 問3については、問2で示された法人の特性を踏まえつつ、具体的に制度どのように改めるべきと考えているのかについて、その理由・メリットを含め、明確に記述。